農林土木委託業務特記仕様書

（共通仕様書の適用）

第１条　本業務は，徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木測量業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２３年５月」及び徳島県県土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

２　ただし，共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書，指針等は改定された最新のものとする。なお，業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第２条　「徳島県農林土木設計業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木測量業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２３年５月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は，徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお，入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（共通仕様書の読み替え）

第３条　「徳島県農林土木設計業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木測量業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２３年５月」において，「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは，「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と，読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

第４条　本業務は，ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）を目標として定め，計画的に業務を履行する）の対象業務であり，次の各号に取り組まなければならない。

（１）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（２）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（３）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

２ 前項第１号は必ず実施するものとし，第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお，前項第１号から第３号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

３ ウィークリースタンスとして取り組む内容は，初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し，受発注者間で共有する。

４ 受発注者は，中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

５ ウィークリースタンスの取組は,業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（履行報告）

第５条　受注者は，履行状況を所定の様式に基づき毎月作成し，履行月の翌月５日までに監督員に提出しなければならない。

（本業務の特記仕様事項）

第６条　本業務における特記仕様事項は，次のとおりとする。

別添「地すべり防止施設長寿命化計画委託業務仕様書」に基づき実施する。

地すべり防止施設長寿命化計画委託業務仕様書

第１条　適用

本仕様は、「地すべり防止施設長寿命化計画策定業務」（以下、「本業務」という）に適用する。

第２条　業務概要

本業務は、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成２６年８月　農林水産省農村振興局）に基づき、徳島県内の地すべり防止施設の維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするために個別施設計画(長寿命化計画)を策定する。

第３条　業務対象範囲

本業務の対象は、徳島県内に設置されている農林水産省農村振興局所管の地すべり防止施設の長寿命化計画を策定する。計画は地すべり防止区域毎に策定する。

第４条　準拠図書

①「徳島県農林土木設計業務共通仕様書」　平成２３年５月　徳島県
②「インフラ長寿命化計画（行動計画）」　平成２６年８月　農林水産省農村振興局
③「地すべり防止施設の機能保全の手引き～統合版～」
平成２９年３月　農林水産省　農村振興局農村環境課
④「地すべり防止施設の個別計画（長寿命化計画）策定の手引き」
平成２９年３月　農林水産省　農村振興局農村環境課、農村振興局防災課

第５条　業務内容

業務内容は下記のとおりとする。

（１）健全度判定

防止施設点検の結果をもとに調査結果を整理し、健全度判定を行う。
健全度評価の指標は、準拠図書③に準拠する。

（２）地すべり防止施設長寿命化計画の作成

各地すべりブロックごとに、対策の優先度の検討を行い、対策が必要な施設について費用や工期の算出を行う。最終的に、区域全体として事業費の平準化について検討し長寿命化計画を策定する。

（ｉ）対策の優先度の検討

健全度判定結果により対策が必要と判断された施設に対しては、施設が果たしている機能・重要性や地すべりブロックの立地特性等を考慮し、対策の優先

度について検討する。（優先度についてはブロック毎に検討）

（ⅱ）対策工法の検討及び施設の管理方法等の検討

施設の劣化や機能低下の状態を、目標とする管理水準以上に修復するための方策を検討する。そのために、劣化や機能低下の要因を踏まえ、施設の現状に見合った方法を選定する。検討に当たっては、施行規模、概算工期、概算工事費についても算出する。

また、地すべり防止区域における施設の管理方法について取りまとめる。管理方法は、点検結果や施設の状態や現地の状況を踏まえて整理する。

（ⅲ）対策時期の検討及び長寿命化計画の作成

対策時期の検討は、対策が必要な施設に対し、優先度を基に検討する。

（ⅰ）～（ⅱ）の作業をもと計画期間内で事業費の平準化について検討を行い、地すべり防止区域単位で長寿命化計画を作成する。

（３）報告書作成

各作業項目の成果内容に基づき報告書を作成する。

第６条　貸与資料

本業務においては、業務の参考として必要な以下資料を貸与することとしている。

（１）出来高設計書

（２）地形図

（３）地すべり防止区域台帳

（４）その他参考資料

なお、受注者は、業務完了時に貸与された資料については責任を持って返還しなければならない。

第７条　成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

（１）電子媒体（ＣＤ－Ｒ若しくはＤＶＤ－Ｒ）　正副２部

（２）紙媒体　１部